

香港における「佐賀牛」情報発信業務委託

企画コンペ実施要領

【別添資料一覧】

- 別紙1 業務委託仕様書
 - 別添1-1 個人情報取扱特記事項
 - 別添1-2 佐賀県情報セキュリティポリシー基本方針
- 別紙2 委託候補者選定基準
- 様式1 企画コンペ参加申込書
- 様式2 質問書

佐賀牛輸出促進コンソーシアム

香港における「佐賀牛」情報発信業務委託に係る企画コンペ実施要領

本実施要領は、香港における「佐賀牛」情報発信業務委託に関する企画コンペの実施に際し、参加者が留意すべき事項を記したものになります。企画コンペ参加希望者は、次の事項を熟知の上、参加申込書等を提出されるようお願いします。

1 公告日

令和6年1月12日（金曜日）

2 企画コンペを行う事項

- (1) 委託業務名 香港における「佐賀牛」情報発信業務
- (2) 業務内容 別紙1「業務委託仕様書」（以下、「仕様書」という。）のとおり
- (3) 履行期間 契約締結の日から令和6年3月15日（金曜日）まで
- (4) 予算額 2,500,000円（消費税及び地方消費税含む）

3 企画コンペの参加申込書等の提出

- (1) 提出期限：令和6年1月19日（金曜日）正午必着
- (2) 提出場所：〒840-0826 佐賀県佐賀市白山二丁目1番12号 佐賀商工ビル4階
佐賀牛輸出促進コンソーシアム事務局
(佐賀県 産業労働部 流通・貿易課 国際経済担当) 宛
- (3) 提出書類：企画コンペ参加申込書（様式1）、会社概要（パンフレット等）
- (4) 提出方法：提出書類を添付の上、下記アドレス宛に電子メールで上記提出期限までに提出すること。なお、送信に際しては開封確認設定にするか、電話にて必ず受信確認を行うこと。

E-mail：globalsupport@pref.saga.lg.jp

4 企画書等の提出

- (1) 提出期限：令和6年2月1日（木曜日）正午必着
- (2) 提出場所：〒840-0826 佐賀県佐賀市白山二丁目1番12号 佐賀商工ビル4階
佐賀牛輸出促進コンソーシアム事務局
(佐賀県 産業労働部 流通・貿易課 国際経済担当) 宛
- (3) 提出書類：企画書（見積書含む）
- (4) 提出方法：提出書類を添付の上、下記アドレス宛に電子メールで上記提出期限までに提出すること。なお、送信に際しては開封確認設定にするか、電話にて必ず受信確認を行うこと。

E-mail：globalsupport@pref.saga.lg.jp

- (5) 企画書の内容：構成は次のとおりとする。

ア 事業の企画立案及び実施

イ 上記アについて、過去5年間での類似業務の請負実績（契約期間、発注者、業務名、業務内容等を記載）→様式2により作成、提出

ウ 事業運営のための実施体制、要員、業務能力

（ア）当該業務の実施及び進捗管理を行う責任者（プロフィール、過去の活動実績等を記載）

（イ）事業運営のために提供可能な実施体制、要員

（ウ）事業運営支援のために提供可能な業務能力

エ 見積書

※企画書については、別紙1の仕様書、別紙2の委託候補者選定基準に基づき作成すること。

※見積価格は審査における評価項目の一つであるため、企画ごとの内容と経費の関係が分かる内訳を記載すること。

（6）企画書の様式サイズとデータファイルの種類

ア 様式サイズ：A4版（縦横いずれでも可）

イ データファイルの種類：PDF形式及び編集可能な形式（WordまたはPower Point）

※各データの容量を5MB以内に収めること。

5 委託先の選定

審査員による書類審査を行い、最優秀者を受託者として決定する。なお、必要に応じて参加事業者へのヒアリングを別途実施する場合がある。

（1）審査方法：審査員が別添2「委託候補者選定基準」に従って、参加事業者から提出された企画書を定評する。

（2）書類審査：令和6年2月2日（金曜日）

（3）審査結果の通知：令和6年2月5日（月曜日）

なお、審査結果はすべての参加事業者に対して通知する。

6 企画コンペ参加者の資格に関する事項

（1）本調達には、単独企業又は共同企業体による企画コンペにより行うものとする。なお、共同企業体の結成は自主結成とし、この場合は、次の内容を規定した協定を結ぶこと。

ア 目的

イ 企業体の名称

ウ 構成員の住所及び名称

エ 代表者の名称

オ 代表者の権限

カ 構成員の出資の割合

キ 構成員の責任

ク 取引金融機関

ケ 決算

コ 利益金の配当の割合

サ 欠損金の負担の割合

- シ 業務履行途中における構成員の脱退に対する措置
- ス 業務履行途中における構成員の破産又は解散に対する処置
- セ 解散後の瑕疵担保責任及びその他必要な事項

(2) 企画コンペに参加する者の資格は、単独企業にあっては次のアに掲げる要件の全てを、共同企業体にあっては次のイに掲げる要件の全てを満たし、参加資格の確認を受けた者であること。なお、資格要件確認のため、県を通じて佐賀県警察本部に照会する場合がある。

ア 単独企業の資格要件

- (i) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (ii) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（同法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者であっても、手続開始の決定後、佐賀県知事が別に定める手続に基づき入札参加資格の受け付けがなされている者は除く。）でないこと。
- (iii) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき民事再生手続開始の申立てがなされている者（同法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者であっても、手続開始の決定後、佐賀県知事が別に定める手続に基づき入札参加資格の受付がなされている者は除く。）でないこと。
- (iv) 佐賀県発注の契約に係る指名停止処分を受けている者でないこと。
- (v) 自己又は自社の役員等が次のいずれにも該当するものでないこと、並びに次の②から⑦までに掲げる者がその経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人でないこと。
 - ① 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - ② 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - ③ 暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者
 - ④ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
 - ⑤ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - ⑥ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - ⑦ 暴力団又は暴力団員であることを知りながら、これらを利用している者
- (vi) 過去、同規模の市場調査業務を受託し、かつ、誠実に履行した者であること。
- (vii) 共同企業体の構成員でないこと。

イ 共同企業体の資格要件

- (i) 共同企業体の構成員数は、3 社以内であること。
- (ii) 共同企業体の代表構成員は、出資比率が最大の構成員であること。

- (iii) 全ての構成員が、構成員数による均等割の10分の6以上の出資比率を有すること。
- (iv) 全ての構成員が(2)のアの(i)から(v)の要件を満たし、構成員のうち1社以上が(2)のアの(vi)及び(vii)を満たすこと。
- (v) 全ての構成員は、他の共同企業体の構成員でないこと。

7 実施スケジュール

令和6年1月12日(金曜日)	県 Web サイト上での公募開始
令和6年1月19日(金曜日) 正午	参加申込書等の提出期限
令和6年2月1日(木曜日) 正午	企画書等の提出期限
令和6年2月2日(金曜日)	書類審査
令和6年2月5日(月曜日)	審査結果通知

8 書類取扱

- (1) 提出された書類は、選考作業に必要な範囲において複製する場合がある。
- (2) 本企画コンペに係る提出書類作成等に関する費用はすべて提出者の負担とする。

9 その他

- (1) 提出する企画書は参加事業者1社(共同企業体の場合は1共同企業体)につき1提案とし、提出後の書き換え、差し替え等は認めないものとする。ただし、誤字等の軽微なものは除く。
- (2) 虚偽の掲載をした参加申込書等は無効とする。また、参加要件を満たさない事業者又は委託先選定までの間に参加要件を満たさなくなった事業者が提出した参加申込書等も無効とする。
- (3) 企画コンペに際しては、委託先として採択されないことがある点に十分留意し、関係者とトラブルが無いようにすること。
- (4) 公正な審査を妨害する恐れのある、あらゆる行為を禁止する。
- (5) 審査の結果、最高位の評価を得た事業者が参加要件を満たしていない場合は、契約締結ができない。この場合、次順位の事業者と契約を締結する。
- (6) 企画コンペに関する問い合わせは、様式3により電子メールで受け付ける。質問応答の内容はとりまとめの上、適宜参加事業者全員に通知する。
- (7) 契約締結後、本業務で制作した全ての成果物及び著作権(著作権法第21条から第28条に定める全ての権利を含む)は佐賀牛輸出促進コンソーシアムに帰属するものとし、制作者は佐賀牛輸出促進コンソーシアムに対して著作者人格権を行使しないものとする。

10 情報漏洩の禁止

受託者は、個人情報の重要性を認識し、個人情報を扱う者の倫理及び良識ある判断に基づき、個人情報の管理を徹底し、個人情報の漏洩等のないように万全の注意を払わなければならない。また、個人情報の取り扱いには、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守すること。

11 遵守事項

受託者は、契約の履行にあたって、本委託業務の意図及び目的を十分に理解した上で、最高の技術

を駆使するとともに、佐賀牛輸出促進コンソーシアム事務局員の指示を厳守し、誠実に実施しなければならない。また、受託者は、受託業務の実施にあたり、関連する法律等を遵守しなければならない。

12 問合せ先・書類提出先

〒840-0826 佐賀市白山二丁目1番12号 佐賀商工ビル 4F

佐賀牛輸出促進コンソーシアム事務局

(佐賀県 産業労働部 流通・貿易課 国際経済担当)

電話：0952-25-7146

FAX：0952-25-5905

E-mail：globalsupport@pref.saga.lg.jp